令和7年度 子ども・子育て支援新制度における利用者負担額(保育料)一覧

令和元年10月から、保育園・認定こども園等に通う3歳から5歳までの児童の保育料が無償化(幼児教育・保育の無償化) されました。また、3歳未満児についても、令和5年度から市独自の無償化の拡充として保育料が無償となりました。 なお、保育料を算定する場合は下記のとおりとなります。

児童の属する世帯の階層区分			保育利用(3号)利用者負担額(月額·円) 3歳未満児
生活保護世帯			円
市町村民税非課税世帯			0
均等割額のみ(所得割額のない 世帯)		ひとり親世帯等	3,050
		ひとり親世帯等以外	7,100
市	17, 400円未満	ひとり親世帯等	3,450
町		ひとり親世帯等以外	7,900
村民	17, 400円以上	ひとり親世帯等	4,050
税	34, 800円未満	ひとり親世帯等以外	9,100
所	34, 800円以上	ひとり親世帯等	4,450
得	48, 600円未満	ひとり親世帯等以外	9,900
割課	48, 600円以上	ひとり親世帯等	4,950
税	52, 200円未満	ひとり親世帯等以外	9,900
	52, 200円以上	ひとり親世帯等	5,850
	66, 600円未満	ひとり親世帯等以外	11,700
	66, 600円以上	ひとり親世帯等	7,000
	77, 101円未満	ひとり親世帯等以外	14,000
	77, 101円以上84, 600円未満		14,000
	84,600円以上120,400円未満		19,000
	120, 400円以上156, 400円未満		25,100
	156, 400円以上178, 900円未満		31,600
	178, 900円以上196, 900円未満		39,100
	196, 900円以上215, 000円未満		43,800
	215,000円以上233,000円未満		47,100
	233,000円以上248,700円未満		49,900
	248, 700円以上305, 800円未満		49,900
	305, 800円以上		49,900

備考

- (1) 利用者負担額の算定は、児童の保護者の合計税額により行います。ただし、保護者以外の者が主たる生計者の場合は、その者の税額により行います。
- (2) 市町村民税所得割額は配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を行う前の税額で算定します。
- (3) 父母が祖父母の扶養家族になっている場合や、父母の所得の合計(ひとり親の場合は、父又は母の所得)が60万円 未満の場合、同居の祖父母の市町村民税額を利用者負担額の算定の対象とします。(専業主婦の母が離婚して、実 家に居住して働きだした時や父母が上記金額未満の所得の場合など)
- (4) 利用者負担額算定時期は、4月から8月分は令和6年度市町村民税額、9月から3月分は令和7年度市町村民税額となります。
- (5) 年齢は4月1日現在の年齢です。(誕生日到来で年齢が上がっても年度内の年齢区分は変わりません。)
- (6) 保育利用(3号)で、同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等を利用する場合には、2番目の児童について、上記の表の半額の利用者負担額が適用されます。また、第3子以降の児童の利用者負担額は無料となります。
 - 新制度未移行幼稚園に在籍している兄姉がいる場合は、在園証明書をご提出ください。
- (7) 各号認定において、保護者が監護し、生計が同一の子や孫等が3人以上いる場合は、(5)に関わらず第3子以降の 児童については無料となります。
- (8) 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど、課税額が確認できない場合や保育園における自由契約児については、各利用者負担額の最高額とします。
- (9) 保育料決定後に課税の変更を行った方は、保育料が変更になる場合がありますので、幼児教育・保育課へご連絡く ださい。

● 令和7年度 多子世帯及びひとり親世帯等の利用者負担額軽減について

(1) 多子世帯の利用者負担額軽減について

お子様が2人以上の世帯について、以下に該当する場合は、保護者と生計が同一の子等(注)であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子として数えます。第1子については、利用者負担額一覧が適用され、第2子はその半額、第3子以降の児童の利用者負担額は無料となります。

【3号認定】市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯

(2) ひとり親世帯等の利用者負担額軽減について

ひとり親世帯等※で市町村民税所得割額77,101円未満の世帯については、保護者と生計が同一の子等(注)であれば、年齢に関わらず、上から順に第1子、第2子として数えます。第1子については、利用者負担額一覧のひとり親世帯等が適用され、第2子以降の児童の利用者負担額は無料となります。

※ひとり親世帯等とは、次のいずれかに該当する世帯となります。

- ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者がおらず、現に子どもを扶養している者の属する世帯
- イ) 在宅障害者(児) のいる世帯。障害者(児) とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、療育 手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当 の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

(注) 生計が同一の子等について

- ・保護者が監護し、生計が同一の子であれば、年齢に関わらず対象となります。
- ・保護者と生計が同一の子や孫等(保護者が監護していた子どもが成長し、成年に達した場合も含む。) であれば年齢に関わらず対象となります。

※利用者負担額の算定については、個人住民税の定額減税反映後の税額を用いて算定しています。